

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 蕨市の災害リスク及び新型コロナウイルス等感染症に対するリスク

① 蕨市の地域特性（蕨市地域防災計画）

【自然環境】

1. 位置

本市は、埼玉県南部に位置し、東京駅から J R 京浜東北線で 30 分程度の距離にある首都近郊都市の 1 つである（東経 139 度 42 分、北緯 35 度 49 分）。本市域は、北はさいたま市、北から東にかけては川口市、南から西にかけては戸田市と接しており、東西 4.0km 南北 1.7km のほぼ長方形をなしている。面積は 5.11 ㎢であり、市としては全国一狭小な都市である。

2. 地形・地質

本市は、海拔 3～5m の平坦地で構成されており、その大半は北西～南東に流れる荒川沿いに発達する沖積低地に含まれる。この沖積低地は、川口低地と称し大宮台地、武蔵野台地に挟まれた幅 8km 程度を有する低地で、非常に緩い傾斜をもつ低地である。本市付近には河川の蛇行の繰り返しにより自然堤防が帯状に発達し、その背後に腐植物を多く含む軟弱な粘性土からなる後背湿地が形成されている。この川口低地の表層 22m～23m 程度は、沖積層と呼ばれる軟弱な粘土と砂が交互に出現する地層で構成され、沖積層基底以深には、大宮台地が沖積面下に埋没した埋没段丘構成層及び大宮層と呼ばれるシルトや粘土が混在あるいは挟在する細砂～砂礫で構成されている。

3. 河川等

本市の河川は、市東部に緑川が、西部に旧戸田領用水路が流れている。緑川は荒川水系の 1 級河川で、川口市から本市へ流れ、戸田市と川口市の境へと南下し、菖浦川を経て荒川へ注いでいる。市内を流下してはいないが市域に影響を与える河川としては、荒川のほか芝川・新芝川、鴨川・鴻沼川等がある。市内には、かつて旧戸田領用水路をはじめとした多くの農業用水等の水路があり、そうした水路は現在暗渠になり、道路として使われているところも多い。

4. 緑

本市は、面整備（耕地整理や土地区画整理）や生活基盤整備（学校、道路、下水道等）が進み、市域の大部分は住宅や公共施設を中心とした市街地が広がっている。そのため、本市の緑は公園等の人工化された自然が主体となっており、都市公園をはじめ、広場や菜園、その他社寺や屋敷林がある。



② 想定する災害

【地震被害の想定】

震災対策計画は、県が公表している最新の「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）」（以下「県想定」という。）に基づき策定する。県想定では、想定地震を 5 ケースとし、精緻な地盤モデルを作成するとともに、高度な地震動予測手法が適用された。また、地震発生の子節・時刻を 3 ケース想定し、想定条件の違いを詳細に考慮した被害想定が実施された。

【想定地震の設定】

県想定では次の 5 つの地震を想定しており、本市は、これら全ての想定地震の影響を少なからず受けるが、最も大きな影響を受けるのは「東京湾北部地震」である。この地震は、首都直下で発生する切迫性の高い地震のうち、経済的・社会的な影響が甚大となるものである。このため、本計画における想定地震は、県想定による「東京湾北部地震」（マグニチュード 7.3）とする。



【想定被害】

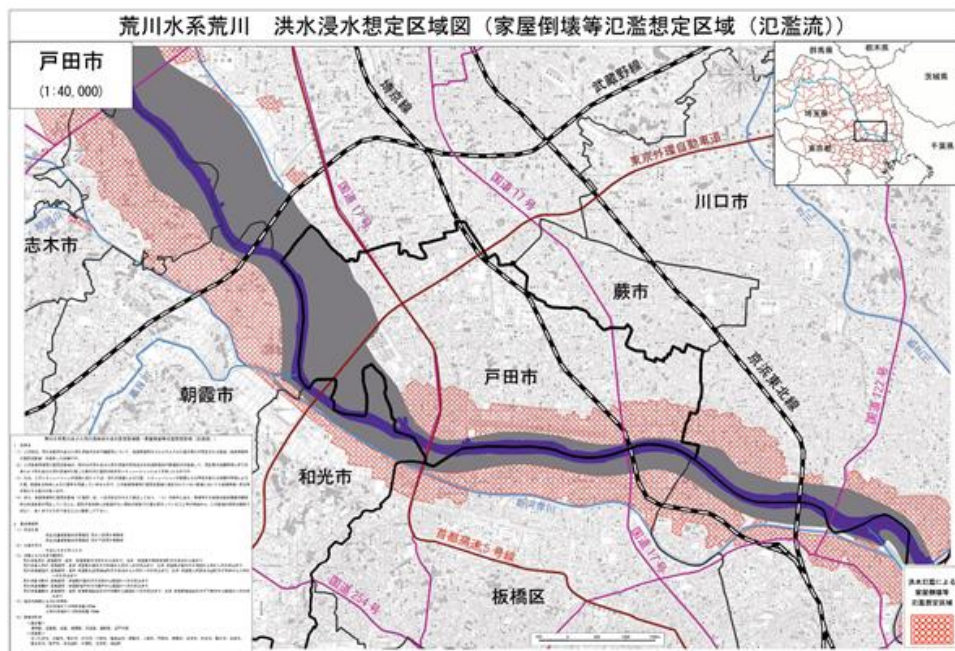
本市において想定される被害の概要は、「東京湾北部地震」が発生した場合、本市では最大震度 6 強、液状化が発生する可能性が高く、全壊 490 棟、半壊 1,383 棟の建物被害が発生すると想定されている。また、火災に関する被害は、火気の使用が多い時間帯である冬の 18 時に最も大きく、焼失数、避難者数や停電・電話不通回線率、廃棄物量が大きくなる。これに対し死者・負傷者数は、就寝中の倒壊の影響が大きい冬の 5 時における被害が大きい。

県想定では、地震の発生時刻による被害の違い、風速の違いによる被害量の違いを考慮しており、対象とする被害と生活時間の関係から被害量の大小が異なっている。火災に影響がある風速は、風速 3m/s(平均的な風速)、風速 8m/s(強風のケース)に対し検討しているが、ここでは 8m/s のケースを示した。

【本市における地震災害の脆弱性】

本市の特徴の 1 つとして、建物が密集していることが挙げられる。特に古い木造住宅が多く分布する地域では、地震時に建物等の被害が発生しやすい。本市では、平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査により東京湾北部地震を前提とした地震ハザードマップを平成 28 年 3 月に公表した。地震ハザードマップにおいて全半壊率が大きい地域は、概して古い住宅が密集している地域であり、地震災害に対して脆弱な地域である。これらの地域では狭隘な道路も多く、安全な避難経路の確保なども課題の 1 つである。

本市で起こり得る

[illegible]

新型インフルエンザは、10年から40

a. 人員に関する影響

新型コロナウイルス等の感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、新型コロナウイルス感染症の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

b. 代替施設、サプライヤーへの影響

自然災害のように被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に亘り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

c. 資金繰りに関する影響

新型コロナウイルス感染症において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」

新型コロナウイルス等の感染症の場合、従業員やその家族の感染による出勤率の低下といった人的被害が中心となる。事業継続に必要な要員数が不足となり、対応可能な業務量が徐々に減少することになる。

被害の期間については、新型コロナウイルス感染症の影響は長期に亘り、影響の予測は極めて困難となる。

自然災害のように被害は局所的ではなく、全ての地域（日本国中）に亘り広範囲に広がるため、代替施設や仕入れ先などサプライヤーの確保は極めて困難となる。

新型コロナウイルス感染症において確保すべき資金は、早期復旧が求められる自然災害発生時に必要とされる「一時金」ではなく、「数か月に亘る事業縮小や停止に耐えられる固定費（従業員給与、家賃）」

が中心となる。新型コロナウイルス感染症の影響は長期に亘るため、多額の固定費が掛かる可能性があり、経営を揺るがしかねない損失が生じる。

d. 風評被害

職場において感染者が集団発生した場合、この事実を公表すると共に自宅待機にしなければならない。事業所内の消毒を行い、一定の期間閉鎖をするなど、推奨される対応を怠ると世間から非難を浴び、風評被害によって事業の継続に大きな影響を与える。

(2) 商工業者の状況（2021年経済センサスより）

商工業者数 2,270

[商工業者数 業種別内訳]

商工業者数	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業他
2,270	223	165	621	1,261

(3) これまでの取り組み

① 蕨市の取り組み

- ・地域防災計画の策定
- ・県が作成した「防災マニュアルブック」等を活用した啓発
- ・防災メール・防災行政無線を活用した情報提供
- ・生涯学習まちづくり出前講座における災害関連メニューの提供
- ・地域の防災リーダーの育成を目指す「防災大学校」の実施

② 蕨商工会議所の取り組み

- ・市内事業者に対する事業継続力強化計画及び事業者 BCP 策定に係る策定支援や、セミナー・ワークショップの開催
- ・埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済への加入促進
- ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険への加入促進
- ・会報誌を通じて自然災害等のリスク対策や事業継続力強化計画の作成等について周知
- ・防災備品（飲料水、消毒用アルコール、マスク、簡易テント等）を備蓄

II 課題

現状では、蕨商工会議所において BCP 計画を策定していないため、方針や実施体制が確立されておらず緊急時の取り組みについて具体的な体制やマニュアルが整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員体制も不十分であり、損害保険・災害共済についての知識を持つ経営指導員等の職員も不足しているといった課題となっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

蕨商工会議所と蕨市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和6年に改定された蕨市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業の備え、水災保証等の損害保険・共済への加入など）について説明する。
- ②蕨商工会議所会報や蕨市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画等に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ③小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用、多様な働き方に関する事業環境整備（就業規則の整備、テレワーク等の導入）を推進する。
- ⑤新型コロナウイルス等感染症のリスクや事業に与える影響（売上減少、固定費等の負担増等）を軽減する必要性を説明する。
- ⑥新型コロナウイルス等感染症に関しては、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ⑦各支援機関等と連携し、事業継続力強化計画の必要性をチラシやセミナー等で周知し、専門家等を派遣し計画策定を支援する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、商工会議所機能を維持するため、令和10年度までにBCPを策定する予定。

なお、本BCPには商工会議所重要業務の継続を図るため、以下の事項を定める。

- ①商工会議所として優先する業務の特定
- ②初動対応時に必要な避難訓練の定期開催や職員の安否確認方法
- ③災害時における災害対策本部の設置
- ④蕨市や埼玉県商工会議所連合会と連携した連絡体制
- ⑤事務所と職員の住所との距離を把握し、公共交通機関を利用しないで商工会議所に参集できる職員名簿の作成（必要な職員数、参集可能な職員数）
- ⑥新型コロナウイルス感染症の集団感染防止のための出勤や出張に関することや、ソーシャルディスタンスの確保やテレワークの実施など

3) 関係団体等との連携

- ①損害保険会社等との連携により、事業継続力強化計画の策定やBCPに関するセミナー等を開催するとともに、ビジネス総合保険等の損害保険の加入促進を図る。
- ②小規模事業者に対する周知や事業継続力強化計画等の策定については、金融機関や各支援機関と連携する。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の BCP の取組状況確認を随時行う。
- ②事業継続力強化計画の実行や公的支援制度の円滑な活用に向けた専門家派遣による継続的な支援を実施する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害（地震・台風等）が発生したと仮定し、蕨市との連絡ルートの確認等を行う。
- ②避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の把握などの訓練を行う。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助及び被災者の災害救助を第一として、そのうえで以下の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。冠水・浸水、地震などの自然災害発生時は、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後や安全確保ができる状況が確認できてから出勤する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①自然災害の発災後 6 時間以内に職員の安否確認を行う（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を蕨市と当所で共有）。
- ②新型コロナウイルス等感染症の国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底して行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、蕨市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

（自然災害）

- ①蕨市と当所との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策を決める。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③蕨市は、家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を、当所は、管内小規模事業者の大まかな被害状況を 5 日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・管内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・管内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当所と蕨市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間以内	1日に2回共有する
2週間～1か月以内	1日に1回共有する
1か月～2か月	2日に1回共有する
2か月以降	1週間に1回共有する

(感染症)

- ①蕨市が策定した「蕨市国土強靱化地域計画」を参考に、必要な情報の把握と発信を行う。
- ②新型コロナウイルス感染症の発生・拡大時には、職場にウイルスを持ち込ませない行動を優先する。
- ③交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ④新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、マスクの着用やアルコール消毒等の徹底、職員と来客者間の飛沫防止パネルの設置等、執務環境の整備を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発生時または新型コロナウイルス等感染症拡大時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当所と蕨市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当所と蕨市が共有した情報を、埼玉県が指定する方法にて埼玉県に報告する。

< 4. 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、蕨市と相談する。（当所は国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ③管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 管内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①埼玉県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者等に対し個別支援を行う。
- ②被害規模が大きく、当所及び蕨市の職員だけでは対応が困難な場合、埼玉県商工会議所連合会を通じ埼玉県や他地域の商工会議所・商工会等の応援派遣等について相談する。
- ③蕨商工会議所会報や蕨市広報、ホームページにて公的支援制度に関する情報等の発信を行う。

※その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 3 月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
蕨商工会議所 事務局長 法定経営指導員 経営指導員等 連携 連絡・調整 蕨市 市民生活部 商工観光課 安全安心課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 中澤 雅人 （連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の計画や実行 ・本計画に基づく進捗状況の確認、計画の見直し等のフォローアップ（1 年に 1 回程度）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 【蕨商工会議所】 〒335-0004 埼玉県蕨市中央 5 丁目 1 番 19 号 電話：048-432-2655	
②関係市町村 【蕨市 市民生活部 商工観光課】 〒335-8501 埼玉県蕨市中央 5 丁目 14 番 15 号 電話：048-433-7750	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・チラシ作成費	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・専門家派遣	100	100	100	100	100
・その他	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、蕨市補助金、埼玉県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して事業を実施する者はありません	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	